

(24) 道路特定財源の見直し

1. 道路特定財源の見直しについて

道路特定財源の見直しについては、平成19年12月7日に政府・与党合意がとりまとめられたところであり、関連する法案を平成20年の通常国会に提出し、その成立を図ります。

道路特定財源の見直しについて(平成19年12月7日政府・与党)

昨年末の「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づき、以下の措置を講じることとし、関連法案を次期通常国会に提出する。

1. 真に必要な道路整備の計画的な推進

1) 中期計画の策定及び推進

- ①国際競争力の強化、地域の活性化、安全・安心の確保、環境の保全と豊かな生活環境の創造といった政策課題に対応するため、今後10年間を見据えた道路の中期計画を策定し、真に必要な道路整備は計画的に進める。
- ②計画の推進に当たっては、厳格な事業評価や徹底したコスト縮減により重点化、効率化を図るとともに、道路に関連する施策の実施や高速道路料金の引下げ等を効果的に活用する。
- ③中期計画の事業量は、59兆円を上回らないものとする。
- ④中期計画は、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等を勘案しつつ、5年後を目処として、必要に応じ、所要の見直しを行う。

2) 地域の道路整備の促進

地域間格差への対応や生活者重視の視点から、地方の自主性にも配慮しつつ、地域のニーズを踏まえた、真に必要な道路整備を促進する。特に、

- ①地方道路整備臨時交付金の制度改善(対象の拡大及び財政状況に応じた交付率の引き上げ)
- ②道路整備に関する地方の財政負担の軽減を図るための臨時措置(5年間、総額5000億円規模)として、無利子貸付制度の創設(償還時に国債整理基金特別会計に繰り入れ)を行う。

2. 既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

地域の活性化、物流の効率化、都市部の深刻な渋滞の解消、地球温暖化対策等の政策課題に対応する観点から、高速道路料金の引下げ、スマートIC（インターチェンジ）の増設など既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化策を推進する。

このため、地方公共団体との連携を図るとともに、道路関係四公団民営化の趣旨を踏まえ、高速道路会社においてコスト縮減など更なる経営合理化に取り組むことによる追加的な措置の実施と併せて、国の道路特定財源を活用して2.5兆円の範囲内で債務を国が承継する。

3. 道路特定財源制度の見直し

揮発油税の税収等の全額を、毎年度の予算において道路整備に充てることを義務付けている道路整備費の財源等の特例に関する法律第3条の規定を改める。

また、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収については、環境対策等の政策課題への対応も考慮して、納税者の理解の得られる歳出の範囲内で、一般財源として活用する。

なお、厳しい財政事情を勘案し、平成20年度予算において、納税者の理解の得られる歳出の範囲内で、平成19年度を上回る額を一般財源として活用する。

4. 税率水準の維持

国及び地方の道路特定財源については、上記措置を着実に進める必要性及び、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

なお、1.1)④の見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加えることとする。

また、自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する。

2. 中期計画の策定及び推進について

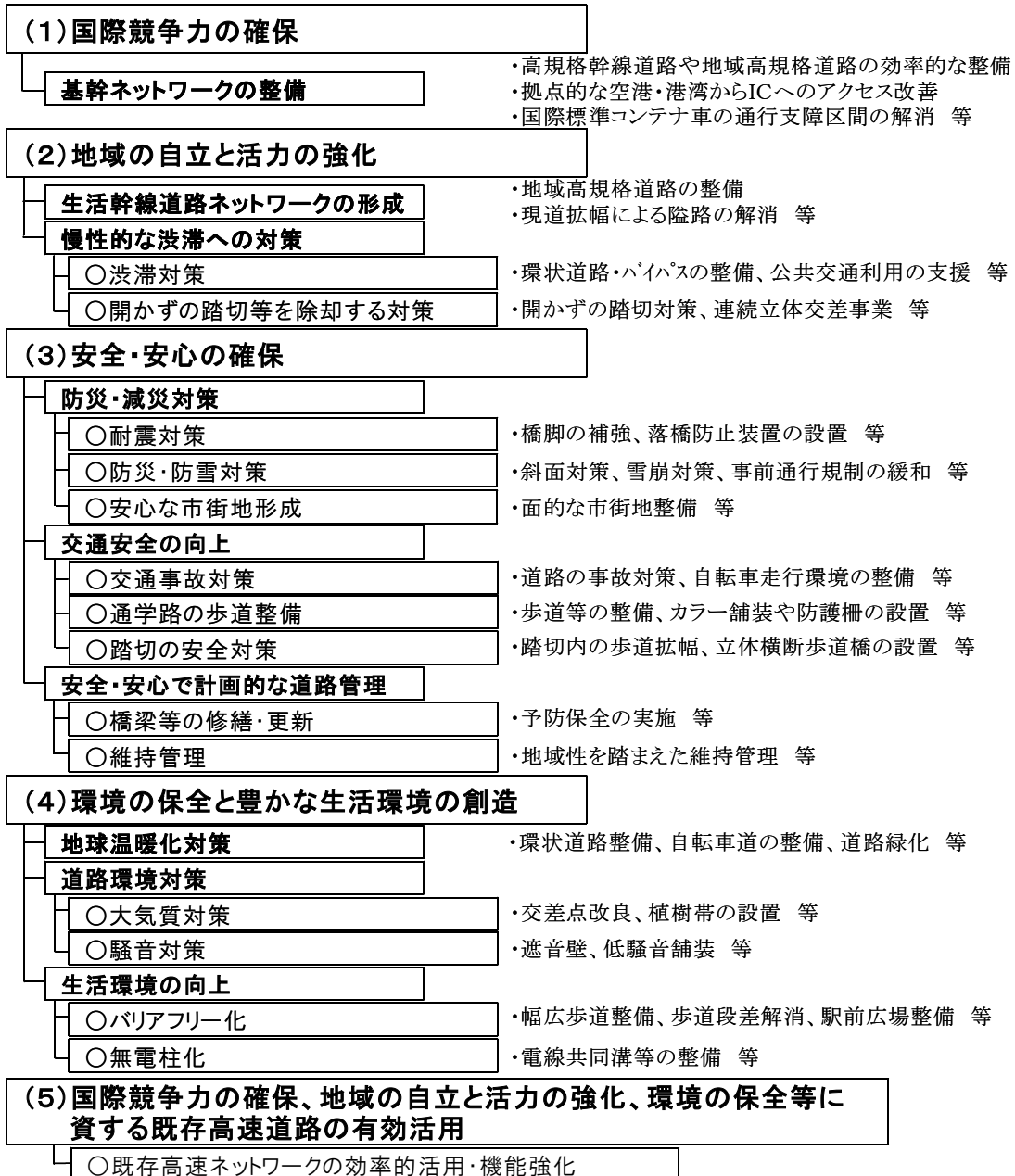
平成19年12月7日に政府・与党で合意した「道路特定財源の見直しについて」では、今後10年間を見据えた計画を策定することや、その事業量は、59兆円を上回らないものとする、5年後を目処に必要なに応じて所要の見直しを行うこと等の中期計画の骨格が示されました。

この政府・与党合意を踏まえ、今後、道路の中期計画を策定し、厳格な事業評価や徹底したコスト縮減により重点化、効率化を図り、真に必要な道路整備を計画的に進めます。

(参考)「道路の中期計画(素案)」について

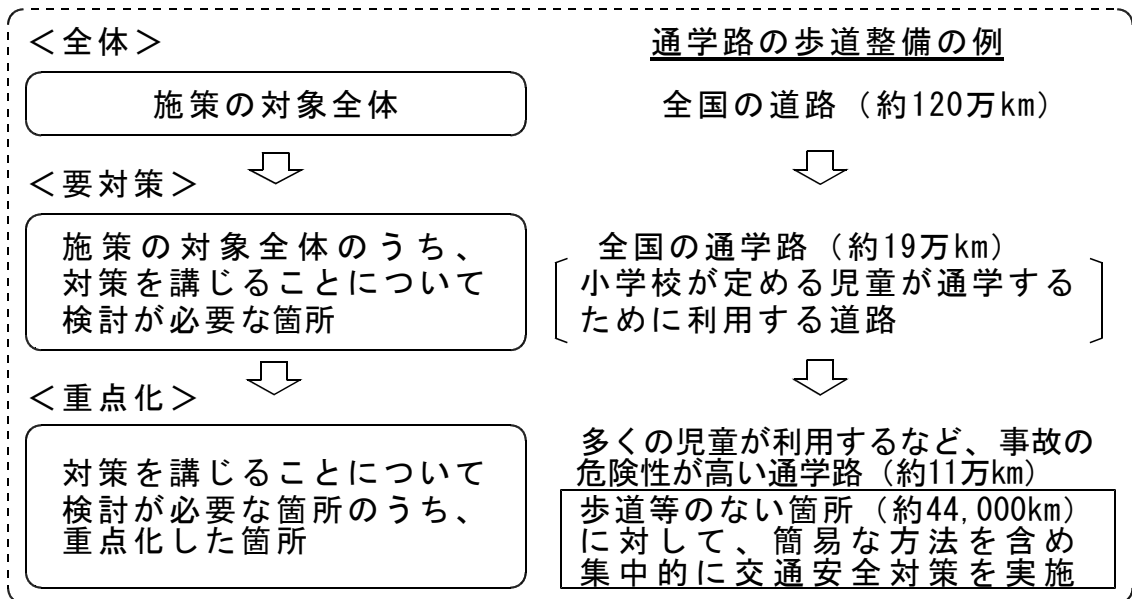
政府・与党合意に先だち、平成19年4月以降、2回にわたり問いかけを行い、その意見等を踏まえて平成19年11月に「道路の中期計画(素案)」をとりまとめました。

①計画において取り組む主な政策課題と講じる施策の例



② 選択と集中による効果的な事業実施に向けた取り組み

選択と集中による効果的な事業を実施するため、重点化する過程を明確にした重点方針を、政策課題毎に示しています。



【重点方針】

3. 地域の道路整備の促進

(1) 地方道路整備臨時交付金の制度改善

地方道路整備臨時交付金について、平成20年度以降10年間継続した上で、交付対象に都府県等が実施する一般国道を追加するとともに、財政力の弱い地域での道路整備の着実な推進を図るため、地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げます。

- ・ 国費割合：現行55%→最大70%

(2) 地方道路整備臨時貸付制度の創設

地方公共団体の現下の厳しい財政状況の中で、中期計画に沿って計画的に道路整備を進めるため、平成20年度以降5年間、地方公共団体が、直轄事業、補助事業及び地方道路交付金事業に伴い負担する額の一部に対して、無利子の貸付を行います。

- ・ 貸付期間20年以内（5年以内の据置期間含む）
- ・ 総額5,000億円規模

4. 既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

地域の活性化、物流の効率化、都市部の深刻な渋滞の解消、地球温暖化対策等の政策課題に対応する観点から、高速道路料金の引下げ、スマートインターチェンジの増設など既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化策を推進することとし、このため、国の道路特定財源を活用して2.5兆円の範囲内で債務を国が承継することとします。

5. 道路特定財源諸税の税率水準の維持

国及び地方の道路特定財源については、「道路特定財源の見直しについて」（平成19年12月7日 政府・与党）に沿って、真に必要な道路整備の計画的な推進や既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化等の措置を着実に進める必要性及び、厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮し、20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持します。

なお、道路の中期計画の見直しを踏まえ、道路整備の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の検討を加えることとします。

また、自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討します。

道路特定財源諸税一覧

	税目	税率	税込(平成20年度)	
				うち暫定税率 上乗せ分
国	揮発油税	48.6円 [24.3円]/ℓ	27,685 億円	13,843 億円
	石油ガス税	17.5円/kg	140 億円	—
	自動車重量税	[例:自家用乗用] 6,300円 [2,500円]/0.5t年	5,541 億円	3,097 億円
	計		33,366 億円	16,940 億円
地方	地方道路譲与税	5.2円 [4.4円]/ℓ	2,998 億円	461 億円
	石油ガス譲与税	石油ガス税を参照	140 億円	—
	自動車重量譲与税	自動車重量税を参照	3,601 億円	2,013 億円
	軽油引取税	32.1円 [15.0円]/ℓ	9,914 億円	5,281 億円
	自動車取得税	自家用は取得価額の5% [3%]	4,024 億円	1,309 億円
	計		20,677 億円	9,064 億円
合計			54,043 億円	26,004 億円

- <注> 1. []は暫定税率 ([]内は本則税率)
2. 暫定税率の適用期限は、平成20年3月31日 (自動車重量税のみ平成20年4月30日)
3. 石油ガス税については、暫定税率は設定されていない
4. 税込は平成20年度当初予算(案)による (決算調整額を除く)
5. 暫定税率上乗せ分は試算値
6. 四捨五入の関係で各計数の合計が一致しないことがある